

1 射水市訪問介護相当サービス(従前相当)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠⅠ日割			日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅠⅡ		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅠⅡ日割			日割の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅠⅢ		(2)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅠⅢ日割			日割の場合	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅡⅠ	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1月3,727単位まで)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅡⅡ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179		
A2	2621	訪問型独自サービスⅡⅢ			(二)所要時間45分以上の場合	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合(1月22回まで)		163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ	高齢者虐待防止措置未実施減算 (イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合)	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ日割				日割の場合	1単位減算	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅡⅠ	高齢者虐待防止措置未実施減算 (ロ 1月当たりの回数を定める場合)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅡⅡ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅡⅢ			(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ	業務継続計画未策定減算 (イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合)	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ日割				日割の場合	1単位減算	-1
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅡⅠ	業務継続計画未策定減算 (ロ 1月当たりの回数を定める場合)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅡⅡ		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅡⅢ			(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		

A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	1月1回まで 50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等 処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000加算		